

西会津町水道事業経営戦略

団 体 名 : 西会津町

事 業 名 : 水道事業（末端給水事業）

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和 51 年 7 月 1 日	計 画 給 水 人 口	5,500 人
法 適（全部・財務） ・ 非 適 の 区 分	法適用(全部)	現 在 給 水 人 口	3,952 人
		有 収 水 量 密 度	0.329 千 m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水、 <input type="checkbox"/> ダム、 <input type="checkbox"/> 伏流水、 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水、 <input type="checkbox"/> 受水、 <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	2カ所	管 路 延 長 56.8 千 m
	配水池設置数	6ヶ所	
施 設 能 力	2,850 m ³ /日	施 設 利 用 率	54.93 %

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	用途別に基本料金と従量料金を設定しており、それらを組み合わせた二部料金制を採用している。 (別紙1)	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は 含まない)	平 成 9 年 4 月 1 日	

④ 組 織

平成17年度にそれまであった建設課、水道課、下水道課の3課が機構改革により統合され、平成22年度に一部組織の見直しを行い、現在の建設水道課内において、上下水道事業の一元化により、経理部門と管理部門を合わせた上下水道係を設置し、現在職員4名と委託、臨時職員各1名を配置し、課内に水道技術管理者1名を置いている。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

遠隔中央監視システムの導入による維持管理費用の縮減と運転管理業務簡素化、水質検査業務や検針業務の委託化により、人件費の削減の取り組みを行った。また、これまで近隣市町村との広域化による事業統合や施設の共同化などは地形条件等により考えていなかったが、今後は広域連携検討連絡会議の中で情報交換を行いながら、他市町村との連携による技術力の補強や運転管理業務の委託化による費用対効果を検証しながら検討を進めていく必要がある。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。

①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

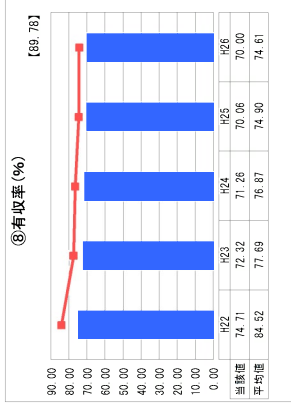
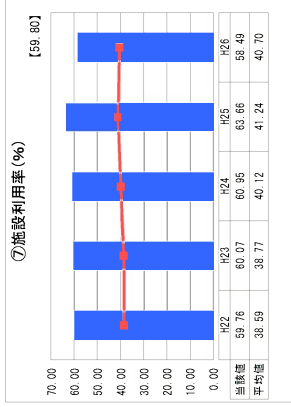
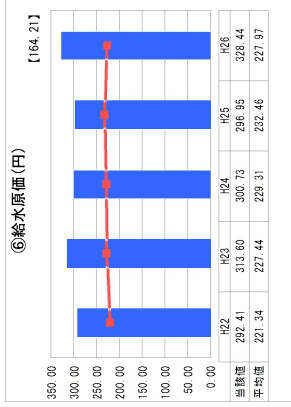
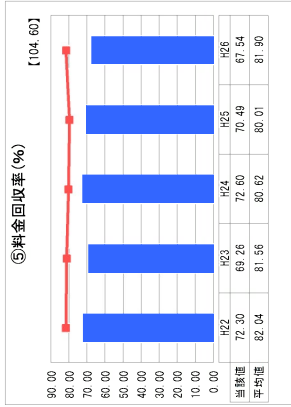
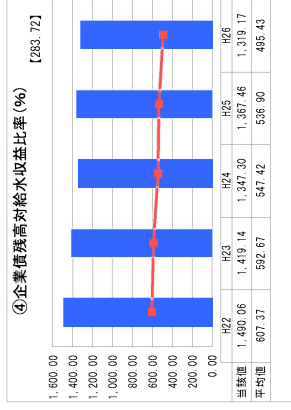
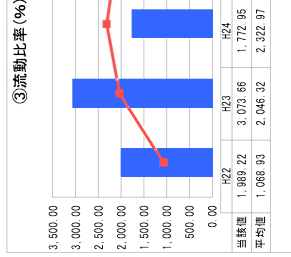
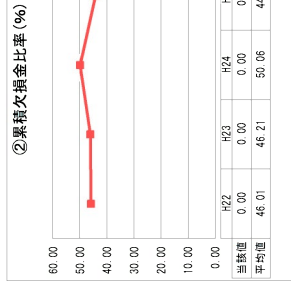
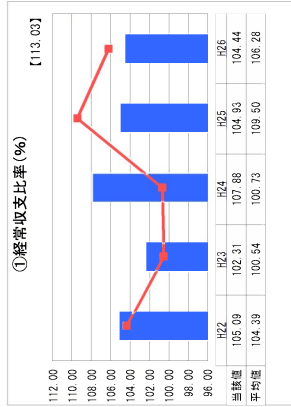
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成27年度に策定・公表した平成26年度決算「経営比較分析表」を添付している。(別紙2のとおり)
この、経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指針を活用し、当町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行っており、水需要の伸びが見込めない現状に対する対応を検討している。

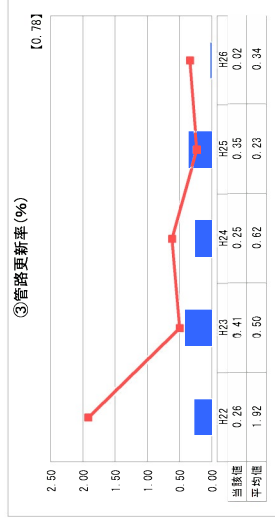
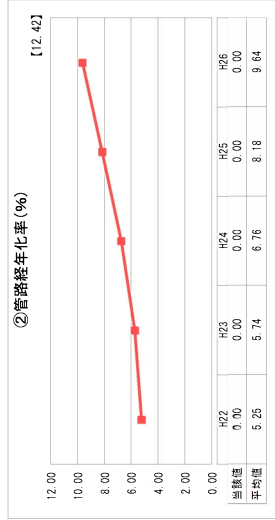
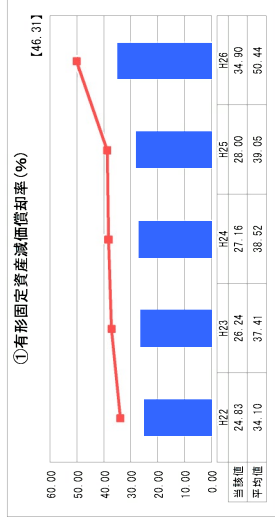
経営比較分析表

福島県 西金津町	業務名	業種名	事業名	類似団体区分	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
	法適用	水道事業	末端給水事業	A9	7,097	298.18	23.80
	資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
	-	46.95	57.00	4,492	4,010	12.93	310.13

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 経常収支比率は、100%を超えているが料金回収率か低いことから、料金収入以外の(一般会計繰入金)収入で賄われていることがわかる。
 この原因は企業価値増対給水収益比率で示されているように事業規模に対して起債額が大きいためである。
 さらにこの原因は、平成6年に大久保浄水場の水源が洪水で断水になったことにより屋敷対応が必要となった。そこで起債の事業により小島に水源と浄水場、松屋に配水地を建設したときの起債額が全体の85%を占めていることが大きな原因である。
 維持管理経費は、人件費を1人分にするなどの対策を実施しているが、動力費(電気料金)や薬品費の値上がり傾向や、老朽化により修繕費も増加傾向にある。大規模な削減は難しいと考えられている。
 収入については、人口の減少傾向、節水意識の高揚や節水機器の普及などが大きな増加を望めないと考えられているが、下水道の普及が進んでいないので、その普及を図り減少幅の圧縮に努める。
 施設の利用率については、需要期、特にお盆時期の稼働率が高くなることから現在は、適切な施設規模だと判断している。しかし、有収率が低いことから、漏水調査をさらに実施させたり、配水管の更新が進んで、有収率が改善(配水量が減った)された場合の負担が必要となる。あり、有収率は黒字の現在の経営状況では、問題なく有収率を資本回収率の補てんに使用しており、施設の更新などに充てる財源が確保されていない。

2. 老朽化の状況について
 現在は、法定耐用年数を経過したものは少ないが、管路については間もなく耐用年数を迎えることになる。管路の更新については、下水道や道路の工事等で支障となるものについて更新をしてきたが、下水道事業と異なるものも含まれてきたので、本格的な管路の更新を進めていかねばならぬ時期になったことから、現在老朽更新事業の計画を立案中である。

全体総括

経営的には、上記のように収入の減少傾向、支出の増加傾向という方向性を大きく懸念することは難しく、水道料金の目直しが必要に思われるが、県内の上位水道事業者の中で6~7年目の高額であること等を踏まると現実的な料金の見直しは、基準内の繰入だけで経営していくのは困難であるため、水道料率と一般会計の繰入金とのバランスの共通理解が必要だと考えている。

※ 平成22年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

西会津町の上水道における給水人口は、過去10年において減少傾向が続いている。今後もさらに減少することが予測され、国立社会保障・人口問題研究所から公表されている将来推計人口から推計した人口減少率からも給水人口についても行政区域内人口と同様に年々減少すると予測される。

(2) 水需要の予測

本町において、給水区域内における新築等による水道需要者の増加は期待できず、また交流人口による水道需要者の増を考慮しても過疎化が進む中で自然減等による減少の方が多く、給水人口の予測どおり、水需要についても減少傾向で推移していくものと予測される。さらには、水道使用者の節水意識の高まりや節水型給水装置の技術の向上や普及により、今後の水需要は継続的に減少していくものと予測される。

(3) 料金収入の見通し

本町の料金体系が従量制となっているため、給水管所が増加しても、個々の使用水量が少ないと、水道料金の単価が低い部分での使用水量の増加となるため、なかなか料金収入の増収とならない。また、給水人口及び水需要が減少傾向を示しているため、現在の従量制による料金体系のままでは料金も減収していくものと見込まれる。

(4) 施設の見通し

現在稼働している施設は2施設あり、平成6年の湧水により施設を増設するなど、年々変化する環境に応じて、適切な施設配置を行い、長期間の稼働を考慮し、必要な維持管理を行いながら、安全で安心した水道水の供給に努めてきた。しかし、建設してから40年以上経過している老朽管や20年以上経過している浄水場内の電気計装設備等の劣化による更新など、今後老朽施設の更新に掛かる費用の増加が見込まれることから、費用の平準化を図り、財政面を考慮しつつ計画的に進めて安定稼働を図る必要がある。今後、基幹管路の耐震化や未普及地域への整備については、検討の必要性はあるものの老朽施設更新にかかる建設費の増大から財政的に余裕がない状況である。今後は費用対効果の観点から優先順位により総合的に対象箇所を判断し、整備していく必要がある。

(5) 組織の見通し

現体制は上下水道係で事務2名、技術2名、委託・臨時職員各1名での体制となっている。これ以上の人員削減を検討することは、現実的でないため、事務事業の見直しを行いながら、少なくとも現体制を維持する必要がある。しかしながら、現在、他会計の法適用への移行を検討しており、移行になれば業務量が増加することとなるので、現体制を見直す必要がある。

3. 経営の基本方針

- ①安全かつ安心な水道水が供給できるように適正な水質管理と施設管理に努める。
- ②効率かつ効果的な事業運営を推進するため、事務事業の見直しを図り、適正な職員配置に努める。
- ③コスト削減を徹底するとともに、民間の技術力を生かした効率的な業務委託の検討・導入を図る。
- ④水需要の予測により、適切な管理体制の確保や職員の技術向上に努めながら、適正で無駄のない給水サービスの向上に努める。
- ⑤慢性的な漏水、不明水の解消による効率的な施設運営を図るため、定期的な漏水調査を行い、箇所の特特定と修繕により、有収水量の向上に努める。
- ⑥災害発生時における危機管理体制を整備することで、水道施設の機能維持並びに早期復旧に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①施設の更新にあたっては、事業費の平準化に努めるとともに、施設の耐震化を検討しながら実施し、水道水の安定供給を図る。 ②施設整備の必要性と経営に与える影響を検証し、効率的かつ計画的な実施に努める。
-----	---

①老朽管更新については、道路事業計画等に合わせ、漏水箇所の有無により、整備管路を選定し、整備を実施する。
②現施設における経営規模での民間委託では経費の削減は期待できないが、業務の効率化を図るための広域化による民間委託など様々な手法による検討を行う。
③現施設を適正に維持管理するための投資を計画的に行えるように、施設・設備の個別施設計画（長寿命化計画）を策定する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	①経費の削減に取り組むとともに、施設更新などに伴う財政支出に見合った収入の確保と料金水準の適正化を図る。 ②事業運営の基礎となる水道料金の収納率を上げるとともに有収率の向上に取り組む。
-----	---

①「(3)の料金収入の見通し」で記載のとおりであり、経費の削減や加入率の向上のための啓蒙活動に取り組むとともに、施設更新などに伴う財政支出に見合った収入の確保とこれまで通りの一般会計繰入金による補てんとその割合の見直しの検討と合わせながら、料金水準の適正化を図る。
②事業運営の基礎となる水道料金の収納率を上げるとともに有収率の向上に取り組む。
③企業債元金償還額が平成35年度にピークを迎えるが、それ以降、減少するため、それに合わせ、老朽管（石綿管）更新事業を実施し、新たな起債の借入を行う。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

①本町の地形的条件により、各水道施設及び設備を統合することは困難であるため、個々の施設について、経費削減に努める。
②委託料については、検針業務や水質検査業務等を民間へ委託し、人件費等の削減を図っているが、本町の事業規模が小さいため、包括的民間委託や指定管理者制度等を導入しても、効果が期待できない。
③修繕費については、施設の老朽化に伴い、増加傾向にあるため長寿命化を図るための更新計画を策定し、修繕経費の平準化を図る。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	事業規模が小さいため、現時点では考えていない。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	本町の地形的条件から現時点では考えていないが、施設等の個別施設計画を策定した中で検討していく。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	施設等の個別施設計画を策定した中で検討していく。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	老朽化が進む中で、施設等の個別施設計画策定の中で検討していく。
広域化	平成29年度から福島県が主催する広域連携検討連絡会議において、ブロック別の広域化に関する検討を進めていく。
その他の取組	特になし

② 財源について検討状況等

料 金	事業の健全な経営を確保する水準となるよう適宜検証を行い、一般会計繰入金の割合の見直しと料金体系の見直しの検討を行う必要がある。
企 業 債	企業債の元利償還金の額が減少傾向となるものの、更新事業の整備に伴い増加に転じてくるため、国庫補助(交付金)を含めた事業費の負担軽減の調査・検討を行う必要がある。
繰 入 金	減価償却費等の費用が増大していく中で、一般会計からの繰入割合の見直しを検討していく。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特になし
その他の取組	施設更新を行うにあたり、補助事業(交付金)制度を効果的に活用した財源の確保については、調査・検討していく必要がある。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	技術職員の不足や技術力の低下を補うため、管理部門について、民間業者のノウハウを参考にし、広域化の検討の中で、他市町村との連携を検討する。
修 繕 費	今後、施設の老朽化による更新事業が必要となることから、各施設の状況を把握し、計画的に更新できるように、平成32年度までに策定しなければならない個別施設計画の中で検討する。
動 力 費	水道施設の適切な維持管理に努め、費用の抑制に努める。また、経費削減のため新電力への切換えを検討する。
職 員 給 与 費	本町の給与制度による。
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	本経営戦略は、毎年度、進捗管理を行い、最低でも3～5年ごとに見直しを行う。PDCAサイクルにより、経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分について更新する。なお、緊急性の高い更新事業の発生等により投資・財政計画の大きな変更もありえ、その場合にも経営状況の安定を第一に考え、より効率的な投資・財政計画となるように見直しを図る。
-------------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
資本的収入	1. 企業費平準化償還			32,200	45,000	55,000	55,000	55,000	55,000	67,300	55,000	55,000	55,000
	うち資本費平準化償還												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	47,867	52,711	50,481	49,859	49,404	51,240	50,850	51,667	52,082	44,221	25,453	11,591
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金		1,000	2,700									
9. その他													
計	(A)	47,867	53,711	85,381	94,859	104,404	106,240	105,850	106,667	119,382	99,221	80,453	66,591
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)												
純計	(C)	47,867	53,711	85,381	94,859	104,404	106,240	105,850	106,667	119,382	99,221	80,453	66,591
1. 建設改良費	3,181			38,682	54,007	61,985	61,545	57,245	58,445	69,635	57,245	57,245	57,245
うち職員給与													
2. 企業償還金	84,163		86,585	89,886	93,010	95,791	98,498	101,282	104,148	107,855	97,690	74,639	57,885
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計	(D)	87,344	96,909	128,568	147,017	157,776	160,043	158,527	162,593	177,490	154,935	131,884	115,130
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	39,477	43,198	43,187	52,158	53,372	53,803	52,677	55,926	58,108	55,714	51,431	48,539
1. 損益勘定留保資金	38,719	40,136	39,014	47,158	48,372	48,803	48,803	47,677	50,926	53,108	50,714	46,431	43,539
2. 利益剰余金処分額													
3. 繰越工事資金													
4. その他	758		4,173		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
計	(F)	39,477	43,198	43,187	52,158	53,372	53,803	52,677	55,926	58,108	55,714	51,431	48,539
補填財源	(G)												
補填財源不足額	(E)-(F)												
他会計借入金残高	(H)	1,162,136	1,075,552	1,017,866	1,109,766	1,059,993	1,009,635	958,671	907,103	869,680	829,127	813,480	815,805

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
○他会計繰入金													
収益的収支分	うち基準内繰入金	45,533	40,689	43,619	44,941	45,796	44,460	45,350	45,033	45,718	43,679	42,447	42,009
	うち基準外繰入金	12,484	22,205	34,360	20,681	28,435	26,109	25,203	24,514	23,805	23,047	22,175	21,627
	うち基準外繰入金	33,049	18,484	9,259	24,260	17,361	18,351	20,519	20,147	20,519	21,913	20,632	20,382
資本的収支分	うち基準内繰入金	47,867	52,711	50,481	49,859	49,404	51,240	50,850	51,667	52,082	44,221	25,453	11,591
	うち基準外繰入金	47,867	52,711	50,481	49,859	49,404	51,240	50,850	51,667	52,082	44,221	25,453	11,591
合計		93,400	93,400	94,100	94,800	95,200	95,700	96,200	96,700	97,800	87,900	67,900	53,600

区分	用途		1月当たりの基本料金	超過料金	用途基準
専用 給水 装置	一般用	A	10立方メートルまで 2,000円	1立 方メ ートルに つき 190 円	一般家庭でメーターの口径が13ミリメートルのもの
		B	20立方メートルまで 4,000円		一般家庭でメーターの口径が20ミリメートル以上のもの
	団体・営業用	A	10立方メートルまで 2,000円		官公署、学校、病院、事業所及び営業を営む業種でメーターの口径が13ミリメートルのもの
		B	20立方メートルまで 4,000円		官公署、学校、病院、事業所及び営業を営む業種でメーターの口径が20ミリメートル以上のもの
	浴場営業用		200立方メートルまで 40,000円		公衆浴場に使用するものでメーターの口径が20ミリメートル以上のもの
	臨時用		1立方メートルまで 190円		工事等一時的に使用するもの
	プール用		200立方メートルまで 40,000円		プールとして施設されているところで使用するもの
共用 給水 装置	公共用		10立方メートルまで 2,000円	主として公園等で使用するものでメーターの口径が13ミリメートルのもの	

(2) メーター使用料 (1個 1カ月につき)

口径	13ミリ メートル	20ミリ メートル	25ミリ メートル	30ミリ メートル	40ミリ メートル	50ミリ メートル	75ミリ メートル
使用料	80円	160円	170円	270円	310円	1,900 円	2,300 円